

令和4年度 第4回 枝築市農業委員会総会議事録

令和4年7月8日 金曜日 午前9時30分 枝築市農業委員会総会を健康福祉センター 多目的ホールに招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化農地委員は次のとおりである。

枝築	加 藤 隆 義	枝築	本 多 泰 久	大 内	藤 原 哲 夫
東	古 宮 譚 美	八坂	平 野 素 一	八坂	宮 原 宣 太 郎
北枝築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平	豊 洋	川 崎 孝 子
豊 洋	長 友 富 男	中	小 野 弘 文	上	阿 部 正 俊
山 浦	岡 山 秀 徳	田 原	野 田 由 紀	朝 田	田 邊 正 義

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敏 一	農地・管理係長	阿 部 清 伸
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主査	仲 正 恵
農地・管理係主任	田 邊 恵 佑		

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

- 議案第 16 号 農地法第3条の申請について
- 議案第 17 号 非農地証明願いについて
- 議案第 18 号 農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について
- 議案第 19 号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第 20 号 農業委員会による最適化活動の推進等について
報告第 1 号 農地法第18条第1項の規定による賃貸借権並びに
使用賃借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和4年度第4回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	（9時43分：開始）
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、[REDACTED] 委員と、[REDACTED] 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より [REDACTED] 並びに [REDACTED] を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第16号から議案第20号までの5議案12件と、報告事項1件が提出されています。
議長	まず、はじめに「議案第16号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の [REDACTED] と申します。よろしくお願ひします。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第16号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により下記のとおり許可申請があつたのでこれを許可することについて意見を求める ア、所有権の移転。 番号1番、申請人、譲渡人、[REDACTED] 区、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED] 区、[REDACTED]、[REDACTED] 歳。 申請の土地、大字 [REDACTED] 字 [REDACTED]、地番 [REDACTED] 番、地目、台帳、現況とともに [REDACTED]、地積 [REDACTED] m ² 、ほか [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m ² です。譲受人の経営面積は、田 [REDACTED] a、畑 [REDACTED] a、計 [REDACTED] aです。理由は管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、[REDACTED] 農地委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	農地委員の [REDACTED] です。6月17日に [REDACTED] 農業委員と私、事務局職員2名とで現地確認を行いました。申請地は [REDACTED] の [REDACTED] から [REDACTED] 方面へ600mほど進んだ右側、[REDACTED] の間に挟まれている水田です。10年前は [REDACTED] さんが耕作していました。今回譲渡人の希望により申請がありました。譲受人は [REDACTED] 人で、[REDACTED] haの耕作をしているという事です。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長	1番について、[REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願ひします。
[REDACTED] 委員	農業委員の [REDACTED] です。[REDACTED] 委員の言った通りです。慎重審議よろしくお願ひ致します。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。 譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、現在は、高齢で農地の管理が困難な状況です。 今回、申請地を既に耕作している譲受人とのあいだで、売買の話がまとまったため申請となりました。

	<p>なお、■■■の所有農地は、これ以外に約■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件に、いずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、譲渡人、■■■区、■■■、譲受人、■■■、■■■、■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、台帳、現況とともに■、地積■■■m²、ほか■筆、合計■筆の■■■m²です。譲受人の経営面積は、田■■a、畑■■a、計■■aです。理由は、子への贈与、親からの受贈です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	<p>6月21日、■■■農業委員と事務局職員2名と私、■■■さんの5名で現地確認を行いました。■■■さんは■■■ですが、■■■で■■■を作るという事で、■■■をこちらの土地で育てたい意向のようです。親から子への贈与という事で、問題ないと思います。</p>
議長	2番について、■■■農業委員よりご意見があればお願ひします。
■■■委員	■■■委員の言う通りです。慎重審議お願ひいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準です。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子であり、今回、親子間で贈与の話がまとまったため申請となりました。譲受人は今後、■■■を栽培していくとのことです。</p> <p>■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件に、いずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号3番、申請人、譲渡人、■■■区、■■■、■■■、譲受人、■■■区、■■■、■■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、台帳、現況とともに■、地積■■■m²、ほか18筆、合計■筆の■■■m²です。譲受人の経営面積は、田■■a、畑■■a、計■■aです。理由は、清算のため、経営規模拡大です。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、■■■農業委員より説明願います。
■■■委員	6月21日に事務局職員2名と■■■農地委員とで現地確認を行いました。申請地は、■■■交差点を左折して、■■■を渡って1kmほど上った■■■地区です。今回、前所有者■■■

	■が売買するという事です。■さんは牛の餌である飼料牧草を作るという事で今回の申請となりました。牛糞肥料の生産工場を持ち、経営拡大していきたい意向のようです。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準です。</p> <p>譲渡人は、現在 ■で、農地の管理が出来ない状況にあります。今回、財産処分を検討している譲渡人と、申請地を以前所有していた譲受人と売買の話がまとまつたため申請となりました。</p> <p>なお、■の所有農地は、これ以外に約 ■aありますが、今後も順次整理をしていきたいとのことです。</p> <p>■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第16号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第16号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第16号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決します。
議長	次に「議案第17号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>事務局の ■です。よろしくお願ひ致します。</p> <p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>「議案第17号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■、■、申請の土地になります、大字 ■字 ■、地番 ■、地目、■、地積 ■m²、合計 ■筆の ■m²です。申請地の状況は ■で、転用又は耕作放棄された理由は、平成29年に相続により申請地を取得したが、相続時点で雑木や雑草が生い茂っており、耕作を断念したことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■農地委員より説明願います。
■委員	6月21日、事務局職員2名と ■農業委員、私で現地確認を行いました。昨年この周りの土地が許可されています。お墓の撤去作業が進み、今回の申請となりました。
議長	1番について、■農業委員よりご意見があればお願ひします。

■委員	■委員さんが言った通りです。ご審議よろしくお願ひ致します。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>発行基準です。</p> <p>現地を6月21日に、■農地委員、■農業委員と確認しました。申請者は■でいすれも県外に在住しています。平成29年に相続により申請地を取得しましたが、相続時点で雑木や雑草が生い茂っていたため耕作を断念したとのことです。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また農用地区域外であることも確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま売却する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請者、■、■、申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m²、合計■筆の■m²です。申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和45年に父が住宅を建築してしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■農地委員より説明願います。
■委員	<p>6月21日に■農業委員と事務局職員2名と現地確認しております。宅地ですが、今は住んでおりません。今後、■へ売却予定と聞いております。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■委員	■委員が言った通りです。■さんはお父さんが亡くなられ、本人も戻り予定はないとのことでしたが、今回売買の話がまとまったという事です。ご審議よろしくお願ひ致します。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>発行基準です。</p> <p>現地を6月21日に、■農地委員、■農業委員と確認しました。申請者は平成25年に相続により申請地を取得しています。昭和43年に申請者の父が売買により申請地を取得し、その後、昭和45年に住宅を建ててしまったとのことです。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。また農用地区域外であることも確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま売却する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請者、■、■、申請の土地になります、大字■字■、地番■、

	<p>地目、■、地積■m²、ほか■筆、合計■筆の■m²です。</p> <p>申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成6年に贈与により申請地を取得したが、農業用水の取水が困難なことから、平成11年頃から耕作を断念し、雑木や雑草が生い茂ってしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、■農業委員より説明願います。
■委員	<p>6月30日に事務局職員2名と■農地委員とで現地確認を行いました。申請地は■から■方面へ1km入った■になります。現地は八坂川を見下ろす、急斜面の農地になります。申請者の■さんは平成6年に贈与により土地を相続しましたが、農業用水の取水が困難であり平成11年頃から耕作を断念しました。現在は雑木が生い茂っています。ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>発行基準です。</p> <p>現地を6月30日に、■農地委員、■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は平成6年に贈与により申請地を取得しましたが、農業用水の取水が困難なことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また農用地区域外であることも確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に周辺の土地と併せて開発中である、■として利用するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>番号4番、申請者、■、■、申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m²、ほか■筆、合計■筆の■m²です。申請地の状況は■で、転用又は耕作放棄された理由は、日照不足による生育不良、農機が通れる道もないことから、昭和60年頃から耕作を断念し、雑木や雑草が生い茂っていましたとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、■農地委員より説明願います。
■委員	<p>6月21日に事務局職員2名、■農業委員と私で現地確認をしました。申請地は■から西へ5kmほど行った山の中にあります。行政区で言いますと■地区になります。周りに人家がほとんどなく、山林に囲まれています。行く道は軽四駆でようやく通れるほどの幅です。今回は非農地証明という事で、減反制度が始まっているから、作付けがされていないような状況になっています。</p> <p>以上です。よろしくお願いします。</p>
議長	4番について、■農業委員よりご意見があればお願ひします。

■委員	今、■委員さんが説明された通りです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>発行基準です。</p> <p>現地を6月21日に、■農地委員、■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は昭和42年に贈与により申請地を取得しましたが、日当たりが悪く農機が通れる道もないことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また農用地区域外であることも確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、地目変更の後にこのままの状態で管理したいとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第17号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第17号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第17号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に「議案第18号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>まず、農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について説明をしたいと思います。</p> <p>杵築市では、農地法第3条の農地の所有権移転等をする際の要件である下限面積について、50aと規定していますが、農地法施行規則第17条第2項において、農業委員会が、周辺地域の農地の保有状況や利用の状況等からみて、農地取得に際し、別段の面積を設定することができるとなっています。</p> <p>杵築市では、平成28年8月30日付の杵築市農業委員会告示第22号において、空き家バンクに登録されている空き家の購入者が1aまたは1aに満たない場合は、その面積から取得できるように告示しています。</p> <p>今回は、その空き家に付随した農地の、別段の面積設定について意見を伺うものとなり、「議案第18号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」平成28年8月30日付け杵築市農業委員会告示第22号に基づき、下記の農地について区域指定をしてよいか意見を求めてます。</p> <p>番号1番、申請者、■区、■、申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m²、合計■筆の■m²です。杵築市空き家バンク登録番号■番、宅地地番、杵築市大字■字■、宅地面積は■m²。</p>
議長	1番について、■農地委員より説明願います。

■委員	6月22日に事務局職員2名と■委員の4名で現地確認を行いました。申請地は■から約1km行った■の近くにあります。登録された空き家を今回購入するという事でありますので、よろしくお願ひ致します。
議長	1番について、■農業委員よりご意見があればお願ひします。
■委員	■委員が言った通りです。空き家に畠がついている案件になります。ご審議よろしくお願ひします。
議長	指定理由について、事務局より説明願います。
事務局	<p>指定理由です。</p> <p>図面の3条位置図、「規則第17条第2項を適用する区域」をごらんください。空き家に附随した農地の所有権の移転については、これが18回目の案件となります。空き家の場所は、星印で囲んでいる場所です。農地の場所は、空き家の近くにあり、農地面積■m²で狭小のため、管理に関しては問題ないと思われます。</p> <p>申請者は高齢で管理が難しいため、空き家の売却と合わせて、今回の申請となりました。</p> <p>なお、購入予定者は、■の方と聞いております。</p> <p>今後の流れとしては、総会許可後、区域指定の公告をした後に、3条申請が提出される予定となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請者、■、■。申請の土地になります、大字■字■、地目、■、地積■m²、合計■筆の■m²です。杵築市空き家バンク登録番号■番。宅地地番、杵築市大字■字■、宅地面積は■m²です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■農地委員より説明願います。
■委員	6月22日に事務局職員2名と■委員の4名で現地確認を行いました。■から少し下った所に申請地はあります。こちらも空き家バンクに登録していて、今回売買したいという事で申請となりました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	2番について、■農業委員よりご意見があればお願ひします。
■委員	■農地委員が言いましたとおり、■さんは今■の方で暮らしております。2ヶ月に1回は草刈りをしに帰ってきますけれど、なかなか管理が大変という事で、空き家バンクへ登録と合わせて区域の指定となりました。ご審議下さい。
議長	指定理由について、事務局より説明願います。
事務局	<p>図面の3条位置図、「規則第17条第2項を適用する区域」をごらんください。空き家に附隨した農地の所有権の移転については、これが19回目の案件となります。空き家の場所は、星印で囲んでいる場所です。農地の場所は、空き家の近くにあり、農地面積は■m²と狭小のため、管理に関しては問題ないと思われます。</p> <p>申請者は県外在住で、管理が難しいため、空き家の売却と合わせて、今回の申請となりました。</p> <p>なお、購入予定者は、市内の方と聞いております。</p> <p>今後の流れとしては、総会許可後、区域指定の公告をした後に、3条申請が提出される予定と</p>

	なります。 以上です。
議長	只今、「議案第18号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第18号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第18号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」は、申請の農地を区域指定することに決します。
議長	次に、「議案第19号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号2番は、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、[REDACTED] 委員には退出していただきたいと思います。
	< [REDACTED] 委員 退出 >
議長	それでは「議案第19号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	「議案第19号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」、農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める ア、所有権の移転。 番号2番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² です。農地売買支援事業による公社買い入れとなります。
議長	只今、「議案第19号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号2番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第19号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号2番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第19号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号2番については、これを承認することに決します。それでは、「議事参与の制限」が解かれた[REDACTED] 委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< [REDACTED] 委員 入室 >
議長	次に、「議案第19号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	番号1番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振

	興公社理事長 工藤利明。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m ² 、ほか■筆、合計■筆の■m ² です。農地売買支援等事業による公社買い入れとなります。議案書6ページの集積計画（案）の総数は、貸し手農家数■戸、借り手農家数■戸、所有権の移転の面積は公社のみ合計■m ² となります。 以上です。
議長	只今、「議案第19号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お詫びいたします。「議案第19号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第19号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第20号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	「議案第20号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」を説明します。 農業委員会による最適化活動の推進等については、毎年、目標及びその達成に向けた活動計画と活動の点検・評価の結果を市のホームページで公表するよう通知されています。 また、公表後は速やかに、県を通じて国に公表内容を報告することになっているため、今回皆さんにご審議いただくものです。 それでは別紙議案書をご覧ください。議案書の1ページから8ページまでが「令和3年度の活動の点検・評価の報告」について、9ページから11ページまでが「令和4年度の活動計画」となっています。 内容としては、農林水産課からいただいた資料や、農林業センサス、また昨年、農業委員・農地利用最適化推進委員にお願いしました、農地利用状況調査や、農地パトロールの調査結果を基に作成しています。なお、説明につきましては、要約していきたいと思います。 まず1ページ目についてですが、これは令和3年4月1日現在の状況です。 2ページは、担い手への集積の実績についてです。面積につきましては、農地中間管理機構等へ集積した面積で農林水産課が取りまとめたものです。また、3番・4番は集積・集約化についての活動に対する実績と評価となっています。 3ページは、新規参入についての計画に対する実績と評価です。 4ページは、昨年委員さん方に行っていただいた、利用状況調査と利用意向調査についての結果です。 5ページは違反転用等の面積と対応についてです。 6ページは3条・4条・5条の申請に関する実績です。 7ページの3は、農地所有適格法人の状況です。 その下の4から次の8ページは、各種情報の内容と公表についてとなっています。 9ページからは令和4年度の計画です。令和4年4月1日現在の状況です。農家数と農業者数につ

	<p>きましては、農林業センサス等の数値を記入しています。経営体数は農林水産課からの数値となっています。</p> <p>10ページは最適化活動の目標です。農地の集積や、遊休農地の解消にむけた、数値となっています。</p> <p>11 ページは、新規参入の促進や、最適化活動の目標等に対する計画です。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第20号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第20号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」は、これを承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第20号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」はこれを承認することに決します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第1号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	<p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>「報告第1号」「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用賃借権の解約受理について（合意解約）」報告します。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。理由としては、貸人の都合です。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明、借人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、田、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。理由としては、貸人の都合です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第4回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	(10時35分 : 終了)